

銀改

銀座でわかる働き方改革

情報(第34号)



平成30年10月19日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

周南市徳山動物園：モルモット。子供たちが触れ合えるようになっている。

みなし労働時間



1 事業場外の労働

様々な仕事の中で、営業職員、新聞記者、記事の取材者等では、事業場外で働くことが多く、使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間の算定が困難な業務があります。

そこで、「労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす」（労働基準法第 38 条の 2）の規定があります。

2 労働時間を算定し難いとき

労働時間を算定し難いときとは、事業場外で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮監督が及ばないときです。営業職員が営業先へ直行直帰するというように 1 日の労働時間全部を事業場外で業務に従事する場合だけでなく、1 日の一部を事業場外で従事する場合でも、その日の労働時間を算定することが困難な場合には、みなし労働時間制の適用があります。

使用者の具体的な指揮監督が及んでいる場合は、労働時間の算定が可能であり、みなし労働時間制の適用はありません。そこで、事業外で業務に従事する場合であっても、次のような場合はみなし労働時間制の適用がないとの行政解釈があります（昭 63. 1. 1 基発第 1 号、婦発第 1 号）

- (1) 何人かのグループで事業場外労働に従事する場合で、そのメンバーの中に労働時間の管理をする者がいる場合。
- (2) 事業場外で業務に従事するが、無線やポケットベル等によって随時使用者の指示を受けながら労働している場合。
- (3) 事業場において、訪問先、帰社時刻等当日の業務の具体的指示を受けたのち、事業場外で指示どおりに業務に従事し、その後、事業場にもどる場合。

3 テレワークの労働者の時間管理

働き方改革の一環として、Tere（離れた場所で）、work（働く）が推奨されています。これは、パソコンやインターネットなどの技術（ICT）を使って、職場から離れ、自宅、喫茶店、時には図書館などで仕事をする事です。当法人においてこの導入案内を行っておりますから（HPを参照ください）、テレワークと労働時間管理についてざっとした解説をします。

自宅でテレワークをするときは、事業主が労働者の私生活にむやみに介入すべきではないため、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯とが混在せざるを得ない働き方です。そのため、みなし労働時間制を適用することができます（平 16. 3. 5 基発第

0305001 号)。

みなし労働時間制が適用される場合、就業規則等で定められた所定労働時間を勤務したものみなされます。

しかし、業務遂行のため所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合には、当該必要とされる時間労働したものとみなされ、労使協定があるときは、その協定で定める時間を通常必要とされる時間とし、当該協定を労働基準監督署長へ届け出ることが必要となります(労働基準法第 38 条の 2)。

4 情報通信機器を使用する自宅勤務でのみなし労働時間制

自宅で情報通信機器(パソコンやスマートフォン)を用いて行う勤務形態であっても、次のすべての要件を満たすときは、みなし労働時間制が適用されます。しかし、使用者が情報通信機器により、随時、具体的な指示を行うことが可能であり、かつ、使用者から具体的な指示があった場合には、労働者がそれに即応しなければならない状態であるならば、要件を満たしません。

つまり、事業場で勤務しているときは、常時使用者の指揮監督のもとで働いており、自宅勤務の場合であっても、使用者が電話をしたときに、直ちに対応するという状態であるならば、場所が離れているだけで使用者の具体的な指揮監督が及んでいるわけです。そういう状態でテレワークを行うのであれば、通常の労働時間制で運用すればよいこととなります。

- (1) 当該業務が起居寝食等私生活を営む自宅で行われること。
- (2) 当該情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと。
- (3) 当該業務が、随時使用者の具体的な指示に基づいて行われていないこと。

5 所定労働時間労働したとみなす

労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事したからといってみなし労働時間制が適用されるものでないことは前記のとおりです。さらに、業務を遂行するために、通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合は、その実際に要する時間が事業場外であったとしても労働時間となります。

わかりやすい例を挙げると、ある事業場外での業務内容は、通常の状態が必要とする時間が 9 時間であれば、その日は 9 時間労働したものとみなされます。

6 労働時間の管理

事業場外勤務であれば何ら管理不要ではなく、むしろ適切な管理が必要です。労務管理としてではなく、生産性を向上させるためにも必要と考えるべきです。

当法人では、法律家として労務管理顧問に重点を置いております。是非ともお声がけください。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦 井上隆興
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
<https://ginza-syaroushi.com/>